

[事案 28-298] 転換契約無効請求

・平成 29 年 10 月 25 日 和解成立

<事案の概要>

告知義務違反により契約解除とされた転換契約について、元々転換する意思がなかったことを理由に、契約転換の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 60 年 4 月に契約した生存給付金付終身保険について、平成 28 年 4 月に利率変動型積立保険に転換したが、以下の理由により、契約転換を無効にしてほしい。

- (1) 募集人から介護保険を勧められ、保険料払込済の既契約はそのまま、介護保険分の保険料を払うと伝えて申し込んだが、実際は転換されていた。
- (2) 契約時、重要事項に関する説明はなく、署名のみ書けばよいと言われた。
- (3) 告知に関し、募集人に誘導されて、子が代わりに告知書の記入をした。血圧が高い旨を募集人に伝えたと、高齢者はよくあるので告知しなくてもよい旨を回答された。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、転換であることを説明し、申立人は意向確認書でもその旨を確認している。
- (2) 募集人は、申立人の子を通じて、申立人に既契約が消滅するという不利益事実を口頭で説明し、設計書や約款、ご契約のしおり、重要事項説明書も交付している。
- (3) 募集人は、記載内容を確認したうえで、申立人が申込書や告知書等の記入を行うよう、申立人の子に依頼した。また、募集人は、被保険者が高血圧であるとは聞いていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、転換時の状況を確認するため、申立人および募集人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

審理の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。